

区域指定の概要(平成24年4月26日時点)

土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 ＜西区高塚台4丁目＞

1. 概要

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第2項に基づき、事業場敷地（西区高塚台4丁目）について土地所有者が土壤汚染状況調査を行ったところ、ふっ素及びその化合物が法の指定基準に適合しないことが確認された。

当該土地からの飛散等による土壤の直接摂取のおそれはなく、周辺に飲用井戸は確認されていないことから、本市は当該土壤汚染による人の健康影響はないものと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

なお、土地所有者により自主的に実施された当該土地の地下水調査では、ふっ素及びその化合物は地下水基準に適合したことが確認されている。

今後、基礎の撤去や汚染土壤の掘削除去などの工事が予定されており、本市では周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- 指定する区域 西区高塚台4丁目3番1の一部
高塚台4丁目3番8の一部
合計507平方メートル（別図のとおり）
- 指定の区分 形質変更時要届出区域
- 指定年月日 平成24年4月26日
- 指定する特定有害物質
ふっ素及びその化合物
- 指定の理由
土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 土壤汚染状況調査結果の概要

- 調査対象物質
法第4条第1項の「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」をうけた土地のうち、掘削を行なう土地において土壤汚染のおそれがあると認められた六価クロム化合物とふっ素及びその化合物
- 土地の地歴調査結果
 - 当該地は丘陵地帯であった地域であり、西神工業団地として造成された土地である。
 - 造成終了後、昭和60年から平成24年3月まで事業場敷地として利用されており、液晶ディスプレイの製造が行なわれていた。
- 土壤調査結果
 - ふっ素及びその化合物の溶出量が最大4.9mg/L(指定基準値0.8mg/Lの6.1倍)
 - 六価クロム化合物は基準適合
- 基準超過が確認された土地の面積

- 調査対象地のうち、507平方メートル（調査単位区画で6区画）で指定基準超過
- (5) 土壤汚染の原因
操業によるものと推定される。
- (6) 地下水調査
本市が当該土地周辺の地下水の飲用状況について調査を行なった結果、地下水の飲用は確認されていない。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地には建物があり、敷地はアスファルト舗装されている。また、フェンスで囲まれ関係者以外の者が立入れないよう措置されていることから、飛散等による汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導し、土壤汚染の除去が確認されれば形質変更時要届出区域の指定を解除する。

<資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はフッ素系樹脂原料、侵食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やフェームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあると報告されている。

(別図)
位置図



指定区域図

